

水道改正法案にからんで、水道事業の民営化の議論は、推進派・反対派とも活発になってきている。しかしながら、どうも、水道事業の本質から目をそらしたままの議論があふれており、本当に将来の水道事業をどうすべきかと考える人の意見が表に出てきていないように思われる。

水道事業の民営化に反対する意見は、アトランタやパリのように海外でも数多くの水道民営化の失敗事例があり、再公営化されているのに、日本で民営化とはけしからんという論調だ。水道で挙げた利益を、なぜ、費用を負担した地元ではなく、遠く離れた第三者、場合によっては海外の経営者や株主に渡さなければいけないのか、考えただけでもわかるというものだ。

しかし、ここでは、なぜ、水道の民営化により、民間の資金と知識を導入すべき事態になってきたのかという議論と分析が全くなされていない。まるで、民営化を阻止すれば、すべて問題は解決するかというような勢いである。

しかし、何もせずして、現在の水道事業が置かれた問題が自然と解決することはない。水道の民営化議論は単に受注者側が利益を得るために起こってきたものではない。発注者側こそ原因があり、水道事業の将来の「持続」経営が危ういのだ。料金収入という日銭の入る仕組みが構築されているの

水道民営化議論における二つの飛躍

に、人、物、資金、そして情報がうまくかみ合わず、経営が立ち行かなくなっている、または将来の経営見通しが立たないということである。ここに一つの飛躍があると考ええる。

一方で、水道民営化を推進する意見は、水道事業の経営が危ぶまれるので、これを解決するには、民営化しかないという論調で、民間資金と民間の知恵が導入されることにより、結果的に効率的経営ができるようになり、将来の水道料金の値上げ幅が小さくなるとしている。

視点 21

なぜ民営化すべき事態になつたのかの議論と分析を

そもそも、今回の水道法改正は、選択肢を増やすというだけで水道を民営化するための議論ではない。百歩譲って、水道民営化を認めるとすれば、現在のところ、水道事業においては、民間資金でなくともより低利の公債の借入れが可能なら、適切な料金値上げの仕組みさえあれば、資金そのものの確保も可能である。

また、民間の知恵といっても、新技術導入の意思決定のスピードの差だけであり、水道以外のPPP/P

FI事業では本業以外の付加的事業で知恵を出して儲けを得ている事例が大半である。有料道路のPFI事業や空港事業のPFI事業を見ればその様子はよく分かる。しかし、水道事業でのPPP/PFIでは、水道事業本業以外でのアイデアで利益を出すという要素は少なく、競争相手もない条件下では、本業の手抜きでもうけを出した結果、民営化撤退につながった海外事例と同じ轍を踏むようなことになる可能性が高い。

経費の安さにつながるという意見は正しい。しかしながら、手抜きに手抜きを重ね、すべき更新業務も先送りしてきた水道事業の現時点での業務を適正な人員数でこなすには、むしろ人件費は、それまでよりも多く必要であるというのが常識的な考え方である。それゆえ、民営化による削減の図式はおかしいと言わざるを得ない。

また、民営化で料金決定権を民間に移すことにより、水道料金の高騰につながるという懸念はよくされない。一方で、どう対処しても料金の範囲内での経営が困難な小規模水道の経営や日本の特徴である自然災害被害での相互応援体制は、民間委託からははじき出される可能性が高いことも考慮すべきである。統計によれば給水人口が1万人未満の水道事業・簡易水道事業（全国の水道事業者数の83%）の水道担当職員数は平均で1人〜3人であり、この規模以下の民営化の採算は困難であると想定される。

なぜ、民営化なら「効率的」になる。公営（官）なら「非効率」になるのかを今一度、冷静に考える必要があると思う。また、どうすれば、根本原因である人手不足を民営化等で解消できるのかを考える必要がある。今までの単独委託や包括委託でも、発注者側の説明には必ず、経費がこれだけ削減できましたという広報をしている。人件費に関しては、確かに公務員の給与の方が高い場合が多いので、民間の人件費の安さ

が、日本の場合は許されるべきではない。これらの仕組みや監視方法こそ、喫緊に整備すべき課題であると考ええる。特に、日本版の水道民営化監視組織の創設は急がれる課題である。

一方で、どう対処しても料金の範囲内での経営が困難な小規模水道の経営や日本の特徴である自然災害被害での相互応援体制は、民間委託からははじき出される可能性が高いことも考慮すべきである。統計によれば給水人口が1万人未満の水道事業・簡易水道事業（全国の水道事業者数の83%）の水道担当職員数は平均で1人〜3人であり、この規模以下の民営化の採算は困難であると想定される。

小規模水道の経営については、公費負担原則の福祉水道としての位置づけと経費削減のために地元住民による維持管理への関与が必須で、水質管理を含め、現在の水道法の枠組みや運用から外れての考え方が必要である。

また、災害応援は、災害対策基本法や災害救助法の法律の理念からすると、税金を原資とした公費負担が原則なので、公費支出を前提とした民間相互応援体制の仕組み（例えば災害応援保険制度の創設等）を考慮しておくことも一案となろう。

（元大阪広域水道企業団副理事 堀 真佐司）